

令和2年度第2回
東京都ひきこもりに係る支援協議会

令和2年9月14日

(午後5時03分 開会)

○小澤生活支援担当課長 それでは定刻になりましたので、ただいまから第2回東京都ひきこもりに係る支援協議会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席くださりまして、誠にありがとうございます。

議事に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきます、生活福祉部生活支援担当課長の小澤と申します。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、本日の会議資料でございます。

資料1から資料6まで、前回の書面開催時の資料、また併せて東社協の川井委員から提供いただいた資料を事前に郵送で配付させていただいております。

また、本日の会議ですけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防のため、ウェブ会議形式とさせていただいております。ちょっといろいろトラブルもございますけれども、傍聴については取りやめとさせていただいております。大変残念ながら、傍聴については取りやめとさせていただいておりますが、会議資料及び議事録につきましては後日ホームページに掲載するという形にさせていただきます。

委員の皆様、ご発言される時は挙手ボタンを押していただきまして、また手を挙げていただきまして、会長から指名がありましたら、手を下げるボタンを押して、マイクのミュートを解除した後に、ご所属と名前を発言の前にお願いたします。順番に、挙手された方を私のほうから会長のほうにお伝えしますので、そうしましたら、会長のほうからご指名がありましたらミュートを解除されまして、所属と名前をお話しになって、ご発言をお願いいたします。また、発言が終わりましたら、ちょっと雑音が入ってしまうので、再度、マイクをミュート状態にさせていただきたいと思います。

カメラですね、今ちょっとつけていると途切れ途切れになってしまうというご意見がありました。林さんのご意見ですね。多分、接続の容量をカメラが食うと思いますので、もしかしたらカメラをオフにするとスムーズになるかもしれません。適宜、カメラのオンオフをお願いします。発言される際にはカメラをオンにさせていただければと思います。

次に、委員の皆様の出席につきまして、ご報告いたします。

本日、市村委員及び菊池委員よりご欠席の連絡を頂いております。

では、これ以降の進行を笠井会長をお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

○笠井会長 東京大学大学院の笠井と申します。

それでは議事に入らせていただきます。ちょっとハウリングしますね。

前回は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、書面により開催し、協議会の今後のスケジュールの変更やこれまでの協議会での主な意見、ひきこもりに係る支援の現状等について、ひきこもりに関する支援状況等調査について、資料を御覧になっていただき、多くの貴重な意見を頂きました。ありがとうございます。「ひきこもりに係る支援の現状等について」においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響、ご

意見についても伺いましたが、多くの貴重な意見を頂きました。

本日の議事は2点用意されております。

1点目は、書面で開催した前回の結果について、皆様とこの場で共有し、ご意見を頂戴したいと思っております。

2点目は、本協議会として中間の取りまとめを行うため、皆様からご意見を頂戴したいと思っております。

それでは、議事の一つ目になります。前回、すなわち第1回に出された意見について、事務局からご説明をお願いいたします。

○小澤生活支援担当課長 では、事務局のほうから資料2につきまして、ご説明させていただきます。

前回、6月のひきこもり支援協議会につきましては、大変残念ながら書面開催とさせていただきました。この議事内容を、皆様から頂いたものを資料2にまとめさせていただきます。

議事の(1)今後のスケジュールについては異論なしと。

(2)ひきこもりに係る支援の現状等についてということで、これまでの意見をまとめたものに対し、1ページの(2)アのところで、各委員のご発言、頂いたご意見を掲載してまいりますので、ご確認ください。1ページから7ページの途中までがご意見になってまいります。

それから、委員の提供資料を、4人の先生方から資料を提供いただいております。本当はプレゼンテーションいただく予定でしたが、資料の提供ということにさせていただきます。文京学院大学の中島先生、それから足立区福祉部長の中村先生、それから中部総合精神保健福祉センターの東出医長、それから八王子市の遠藤主任相談支援員のほうから、それぞれ四つの資料を頂きました。こちらの提供資料につきまして、7ページのイのところから12ページの途中まで、皆様の意見を頂いてございます。

最後に、今回この際、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響、ご意見につきまして、皆様が把握している限りの情報を頂きました。大変貴重な意見をありがとうございます。こちらのウのところにつきましては、委員全員の方から何らかのお言葉を頂いております。中島先生、徳丸先生から始まりまして、17ページの菊池委員まで、18人の委員の先生から、皆さん、一言ずつ頂いております。大変貴重な、オンラインの有効性ですとか、あと居場所がちょっとなくなってしまうことによる影響など、先生方から貴重な意見を頂いております。

最後に、(3)ひきこもりに関する支援状況等の調査についてですけれども、コロナの影響で調査を延期するというところをお知らせしたところでございます。こちらについては異論なしということでございます。

ちょっと本来でしたら一人ひとりのご意見を読み上げさせていただくところですが、事前にお送りしているというところでご容赦いただければと思います。

事務局からの説明につきましては、以上でございます。

○笠井会長 事務局、ご説明ありがとうございました。

それでは、委員の皆様、確認したい事項等がございましたら、挙手ボタンをお願いして、あるいは挙手ボタンが使えない方はこうやって手を挙げていただければ事務局で探しますので、ぜひ活発な意見交換をお願いいたします。いかがでしょうか。

○小澤生活支援担当課長 今のところ挙手されている方はいらっしゃらないようですが。

○笠井会長 よろしいでしょうか。

これはまた、各委員、後から御覧いただいてご意見がありましたら、事務局までお寄せいただくということでいかがでしょうか。

○小澤生活支援担当課長 はい。ありがとうございます。

中島先生から今、手が挙がっております。

○笠井会長 中島委員、どうぞ。

○中島委員 どなたもまだ発言がなかったので、ちょっと口火を切る形で少し話をさせてください。

資料2のところ、私は支援会議というものがあつたほうが良いのではないのでしょうかという提案をさせていただきました。ひきこりに係る支援協議会が常設化されるかによっても変わってくるかと思うのですけれども、いわゆる関係者の人たちが集まって話をしていくという、そういう場が大事なのではないかという提案でございます。

別途、居場所、ご本人やご家族の方の居場所づくりについてはもう言うまでもないかと思ひますし、多くのご賛同を頂いているかと思うのですけれども、いわゆる協議体というものを今後どうしていくかということについて、もし今のこの協議会が継続していくということであれば、まさにそれでよろしいかと思うのですけれども、これが、この議論で一旦終わるということであれば、こういった協議体も必要かなというふうに思うのですけれども、その点よろしくお願ひいたします。

以上です。

○笠井会長 中島先生、貴重なご意見ありがとうございます。

事務局の方から、今のところ何かご方針とか、ありますでしょうか。

○小澤生活支援担当課長 事務局です。中島先生、ありがとうございます。

先生がおっしゃったとおり、この協議会につきましては始まったばかりでございます。今まだ議論については始まったばかりというふうに考えておひまして、この委員会については常設というふうにしたいというふうに考えておひます。今の委員の任期は2年でございますので、まずこの状況で一定程度、支援の方向性というのは、この時点で集まっている情報で何かまとめていただければと思ひておひますけれども、これから支援が始まっていく中で、様々なことが分かっていくというふうに思ひておひます。また、いろんな形で様々な議論が必要だと思ひておひますので、引き続きお願ひできればと考えてございます。

以上です。

○中島委員 どうもありがとうございました。

○笠井会長 中島先生、大変貴重なご意見ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。よろしいでしょうか。

それでは、会議の時間のご都合もありましようから、本日のところは、この確認は以上にさせていただきたいと思います。今、中島先生から大変貴重なご意見を頂きましたので、そこについては先ほど事務局からも常設する方向であるということでしたので、また皆様にご協力いただければと思います。

続きまして、議事の2点目の中間のとりまとめ（案）についてです。

新型コロナウイルスの影響で調査の実施が遅れておりますけれども、支援を少しでも前に進めるために中間の取りまとめを行うということで、これまでの議論を踏まえて事務局のほうで案を作成しました。

提言については、今後の調査も踏まえながら本協議会でさらに議論を深めていきますが、現時点でのまとめということでご理解いただければと思います。また、協議会としての提言となりますので、取り組むべき施策そのものを記載するのではなく、あくまでも方向性としての取りまとめとなります。東京都には中間の取りまとめと、これまでの協議会の議事録も含めて、施策を検討していただきたいと思いますので、その点もご理解いただいて、ご議論いただきたいと思います。

では、まず事務局から、案についてのご説明をお願いいたします。

○小澤生活支援担当課長 それでは、事務局のほうからご説明いたします。

各委員の皆様から大変貴重な意見を頂きながら、現時点の取りまとめということで、本日、作成いたしましてお示したところでございます。資料3のほうは要約、資料4のほうは本文ということになってございます。

まず、資料3をご確認いただきたいと思うのですが、資料3、まず概要ですが、笠井先生のほうからお話もありましたように、第1回、第2回の支援協議会において、これまで委員にご議論いただいた内容を整理しました。また、書面開催の内容、それから書面開催に係る意見につきましても、可能な限り反映させていただいたところがございます。

中間のとりまとめの構成は、1章から6章まで、六つに分かれております。

中間のとりまとめの位置づけ。それから国、都のひきこもりに係る支援の経緯。それから3に、東京都としてのひきこもりの定義を設けさせていただいております。

この三つについて、先に本文で簡単にご説明させていただきます。資料4の1ページ目を御覧ください。

資料4の1ページ目でございますように、支援協議会につきましては昨年9月に立ち上げまして、年齢によらず、切れ目のないきめ細かな支援に向けまして、当事者・家族の状況に応じた支援の在り方について検討してまいりました。これまでの議論の内容を

現時点で取りまとめたものとして報告するものでございます。

今後、調査を行いまして、議論をさらに深めてまいります。その後、最終的な提言ということで取りまとめてまいりたいと思います。

それから、2ページ目、国の動向と東京都の動向ですね。

東京都におきましては、平成31年度に福祉保健局にひきこもりの所管を移管いたしました。それまでの経過をこの1ページでまとめてございます。

次に、3ページを御覧ください。

ひきこもりの定義を上の方に国の定義を書いてございまして、これを参考としまして本協議会は以下のように定義するということです。

「様々な要因により、社会的参加（就学、就労、家庭外での交友など）を避け、原則として6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態」。そして、「状態を指す概念であり、それ自体は必ずしも問題行動や疾患を意味するわけではないが、当事者は自尊感情を失っていたり、生きがいをもって自分らしく、よりよく生きる意欲や勇気を失っている場合が少なくない。また、長期間にわたるひきこもりの状態により心身に悪影響を及ぼす恐れや社会的孤立、経済的な困窮などにつながる可能性があることに留意が必要」と。東京都として、より分かりやすい定義があったほうが良いということも含めまして、このような形にさせていただきました。

それから、第4章以降のところは、ちょっと資料3にお戻りいただきまして、資料3のまとめでご説明させていただきます。

第4章は、ひきこもりに係る支援を取り巻く現状と課題について、ひきこもり当事者・家族、関係機関等の現状について、記載したものでございます。

当事者の状況、家族の状況、それから関係機関等の現状と課題ということで、様々な、有意義なご発言を頂きました。それぞれの状況について、主な内容のところを整理しました。

それから、第5章でございます。第5章はひきこもりに係る支援の基本的考え方、東京都としてとるべき基本姿勢に係る意見を記載したところでございます。

ここの第5章に係る部分を、これまでの協議会の中でも大変大切に議論していただいたというふうに考えてございます。これを取りまとめまして、都民及び関係者への意識啓発、それから一人ひとりの状態・状況に応じたきめ細かな支援、それから切れ目のない支援体制の整備と、三つに分けて、東京都としてとるべき基本姿勢に係る意見をここにまとめさせていただきました。

最後に、第6章のところ、ひきこもりに係る支援の今後の方向性、これを七つの項目に分けて記載しております。

大きく三つですね、都民及び関係者への意識啓発、その中で情報発信・普及啓発の必要性について、まとめてございます。

それから、一人ひとりの状態・状況に応じたきめ細かな支援のところ、年齢に合わ

せた支援、社会参加や就労への支援等、早期の相談・支援、支援を必要としている方のニーズ把握という観点でまとめさせていただいております。

最後に、切れ目のない支援体制の整備のところでは連携づくり、相談体制・支援体制、相談員や支援員のスキルというところでまとめさせていただいております。

いずれも今後の方向性ということで、七つの項目に分けて記載したというところでございます。

以上、1回目、2回目、それから書面開催のご意見も含めまして、現時点での意見ということで取りまとめさせていただきました。

事務局からの説明は以上でございます。

○笠井会長 事務局の方、ご説明ありがとうございます。

それでは、ご発言のある方は先ほどと同様に挙手ボタンをお願いするか、あるいはそれが難しい場合には手を挙げていただければ事務局のほうでお探しいたしますので、遠慮なくお願いいたします。いかがでしょうか。

どうぞ、川井様が挙げていらっしゃると思いますが。

○川井委員 中間まとめの初めのほうなので、初めに発言させていただきます。

資料の2ページ、第2章のこれまでの経緯の整理の部分ですけれども、もちろんこれはこれで端的に分かりやすく、直接ひきこもりに関わる施策の動向ということで整理いただいているものかと思えます。ただ、ひきこもりの問題を考えるに当たっては、当然その背景にある社会情勢ですとか、それを踏まえた大きな国や東京都の施策動向も踏まえる必要があるだろうと思っておりますので、最低限のことはここに書いたほうがいいかなと思えます。

それは何かと云えば、一言で言えば「地域共生社会の構築」という話になりますが、平成30年の社会福祉法の改正、施行により、その第4条で「地域生活課題」という新しい概念が示されて、その中に孤立とか社会参加というような、まさにひきこもりの課題を強く意識した定義が示されています。それが福祉や、それ以外の様々な施策のターゲットになっているということですか、あるいは、106条の3で各区市町村に包括的な支援体制を構築することが責務化されたことですか、そういう重要な動きがありますので、そのことが一つです。

また、この6月に再度、社会福祉法の改正があって、来年4月から包括的な支援体制を具体化するための新規事業として、106条の4に「重層的支援体制整備事業」というものが法定化されました。その中では、まさにひきこもりの問題にも深く関わる参加支援ということが非常に強調されていますし、それ以外にも、ひきこもりの問題を重視して、孤立や排除を生まない、あるいは隙間のない支援をしていく、そのことによって地域共生社会を実現するという考え方が法律化されておりますから、そのことはやはり記載したほうがいいのかなと思えます。

また、国の動向も踏まえて、東京都が平成30年3月には東京都地域福祉支援計画を

策定され、その中でひきこもりに係る支援のこともページを割いて方向性を示しておられますので、そのことも最低限のこととしてここで触れたほうが良いのではないかと思いました。

以上です。

○笠井会長 ありがとうございます。大変重要なお指摘を頂きました。

どうぞ、ほかにもご意見を。

どうぞ、林様、よろしくお願いいたします。

○林委員 よろしく申し上げます。

この案の全体の中で幾つかちょっと意見を申し上げたいところがあるんですが、今はそれを一つずつ言っていてよろしいですか。それともこの後に一章ごとに皆さんで。

○笠井会長 どうぞ、おっしゃっていただいて結構かと思えます。

○林委員 そうなんですね。分かりました。

○笠井会長 お時間をお取りしていますので、どうぞおっしゃってください。

○林委員 ありがとうございます。では、ちょっと何点か、気付いた点をお伝え出来ればと思えます。

まず、案の4ページの第4章、ひきこもりに係る支援を取り巻く現状と課題の部分の一番下の丸のところ、「相談にたどり着けていない当事者・家族が多い。」というのがあります。たどり着けていないのはなぜなのかということを考えますと、当事者が行ってみたい、相談してみたいと思える窓口や場がないからではないかと感じました。ですので、行ってみたいと思えるような支援の窓口や場をどう作っていくかということが必要なというふうに感じました。

それから、順番にお伝えしますが、17ページの切れ目のない支援体制の整備の上から四つ目のところに、「多様な関係機関がネットワークを構築することが必要である。」というのがあります。ほかのところでも入れていただいているのですが、この中にも「当事者会も」と入れていただければと思えます。「支援機関、家族会、当事者会も」というふうに入れていただけたらなと思いました。

次が、20ページの真ん中の辺りの相談窓口の明確化・周知というところですが、これはやはりすごく大事だなと思えます。最近も都内多摩地区のある市に住んでいる方が、自分の市のホームページを見ても、どこにもひきこもりの支援のことが出ていないので、どこに相談したらいいか分からないと。市役所の代表電話に電話したら、都のひきこもりサポートネットにかけてくださいということで、そちらに連絡をした。そうしたら、今度は地域の保健所に電話してくださいと言われて、保健所に電話したということがあったそうです。ですので、やっぱりたらい回しにされてしまったとご本人は感じられましたし、支援の窓口を明確化すること、またそれを市民に繰り返し伝えるということはやはりとても大事だなというふうに思っております。

それから……

○笠井会長 林さん、すみません、僕だけかもしれませんが、最後の30秒ぐらいにおっしゃったことが聞こえていなかった気がしまして、大変大切なことをおっしゃったと思いますので、もう一度、最後の一文ぐらいでしょうかね、おっしゃっていただけますか。

○林委員 はい。たらい回しにされてしまったと感じたというところですか。

○笠井会長 たらい回しのところはお聞かせいただいて、その後のところが10秒ぐらい、ちょっと聞こえづらくて。

○林委員 はい。そのように感じられた方もいらっしゃいましたので、窓口の明確化、それから市民にどこに相談したらいいかということ、繰り返し伝えられるようなことがとても大事だなというふうに思っております。

それから、21ページの真ん中辺りの暴力的支援団体の部分です。本当にここも大事なところだと思ったのですが、支援者の方々に、どんな暴力的支援団体が具体的にあって、そこでどのような被害に遭った方がいて、現在裁判も幾つか行われていますけれども、そういったことの詳細もきちんと把握していただく必要があるかなと思います。

私も講演会でこのことについてお話ししますと、大体、お一人かお二人は、「実は息子をそこに入れようと思っていた」という親御さんがいらっしゃったりするんですね。そういうことに気付いたり、何かしら助言する場合に、暴力的支援団体が具体的にどういうところかということが分かっていないと、支援者の方もなかなか助言しにくいだろうということもありますので、きちんと団体名や事例などについても知っておいていただけるといいかなというふうに思っております。

それから最後になります。22ページの上から2行目のところに、「相談員・支援員等の育成には当事者・家族の視点を取り入れることも重要である。」と書いてあります。ここにもう少し踏み込んで、例えば企画から当事者を入れるとか、それから研修会や何かしらの講座などを開催する際、当事者を講師に入れるというようなことも、ちょっと一歩踏み込んで入れていただけるといいかなと私は思いました。

以上です。ありがとうございます。

○笠井会長 林様、大変貴重なご意見を頂きまして、ありがとうございます。

私も全く同感でして、先ほど、最初におっしゃった、支援の窓口にたどり着けないとか、たらい回しにされるという話は、ひきこもりの定義が、あたかもご本人が回避しているとか、ご本人が行かないみたいなふうに定義されているのですけれども、そうじゃなくて、アクセスとかアウトリーチとか、そういった問題が大きいということをご指摘いただいたように思います。

あと、暴力的支援団体の件は、もしかすると東京都としては、そういうのをちゃんと定義したり、どこがいけないみたいなことを公表したりするのは結構難しい面もあるかもしれませんが、そういった曖昧な形ではなかなか難しいと思いますので、可能な限り、そういう具体的な方向に持って行っていただきたいと僕も思います。

あと、最後におっしゃった、当事者・家族を途中から入れるみたいに誤解されかねないような文章ですね、林様が遠慮ぎみに、何でしょうか、一步踏み込んでとおっしゃいましたけれども、本来、民主主義では共同創造というのは最初から、企画の段階から行われることが大事ですので、大変貴重なといいますか、当たり前のことをもう一度おっしゃっていただいたというか、大変すばらしいご意見だったかと思います。本当にありがとうございます。

ほかの方、どうぞ皆様、十分お時間はありますので、ぜひ遠慮なくお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

たくさん手が挙がりましたが、じゃあ順番に、私の上に見えている方から、徳丸様、どうぞ。その後、中野区保健所様と八王子市様の順番でお願いしたいと思います。

○徳丸委員 立正大学の徳丸です。

19ページのワンストップということについて、少し提案させていただきたいと思います。

相談体制、支援体制をどのように具体的に構築していくかということについては、大変難しい課題だというふうに思っています。どういうふうに難しいかといいますと、現在、ひきこもりが全世代の問題だというふうに言われるようになった段階で、対象者の幅、必要とされる相談者の方の状況というのは非常に様々ですが、一方で、相談しやすい窓口を明確にするということは大変重要なことですので、そこをいかにして両立させるかについて具体的なモデルを示す必要があると思います。これを各自治体に任せてしまえば、結局またこれまでと同じように、ちょっと言葉がきついです、自治体の中の縦割りで、どこの部署にその窓口をさせるかということの話になってしまって、結果的には自治体によって、生活困窮に行ったり、教育委員会に行ったり、労働系に行ったり、様々なことがまた起きてしまうというようなことがあるかもしれないと思います。

したがって、支援の方向性のところに書かれていることを具体化して、機能するような支援体制というのをかなり議論して、アイデアを提示する必要があるのではないかと感じているところです。

以上です。

○笠井会長 徳丸様、大変貴重なご意見をありがとうございました。

市区町村においていくときにワンストップ窓口の具体的なモデルがないと、各自治体任せになると、また縦割りが継続してしまうのではないかというご意見で、本当にそのとおりかと思います。ありがとうございます。

中野区保健所様、どうぞ。

○向山委員 聞こえますでしょうか。

今のお話と少し被っていて、やはりそうなんだなというふうに思ったのですが、私も家族会の方などからはワンストップ窓口にならないかということはかなり強く要望されています。ただ、実際には今お話にあったように、どうしても行政の縦割りである

とか、例えば保健所とか精神保健福祉相談センターが、どうしても精神保健相談の一環として対応してきている現状があって、なかなかワンストップで本当にきちんと持てる総合力を出した相談が出来るのかなということが1点。

それから、非常にこれはもうご家族の方には申し上げづらいところがあるのですが、やっぱり1回では解決しない、10回では解決しない、その時々に関係する課題が出てきたり、本当にまさに寄り添っていかねばいけないのですが、やはり相談を受けた保健師等が何とか自分の手でやろうとすると、やり切ろうとすると、やっぱり行政としての限界であるとか、それからバックにある、いろんな資源を本当に組んでやってもらえるのかという問題、それからマンパワーの量。

そして、ちょっと問題になるのですけれども、親御さんと最近は離れていらっしゃるひきこもりの当事者の方もいらして、ご家族のお住まいの地域で相談を受けていくのか、ご本人の地域で受けていくのかというような問題もあって、これが意外と行政の仕組みではうまくいかないんです。

私は今、何を始めているかということ、社協の方々と組んでいて、場合によっては別の地域にお住まいの方でもいいよと。とにかく、いらしていただければということで、ファーストタッチとして相談を受けたら、出来る範囲で動いていこうということをやっているのですが、そういう仕組みを本当にきちんとどこでも作っていただけるのかなということ、ちょっと自信がない。優秀なコーディネーターが必要だということもあるのですが、やはりそれを支える具体的なマンパワーと、ちょっと長くなって恐縮なのですが、例えば暴力とか不登校とか、お金の不安を感じられたとき、親御さんが病気になるとき、幾つか実は介入のチャンスもあります。啓発して、待っていて、来てください、あるいはどなたか、アウトリーチで入っている方からつないでいただくということのほかに、ひきこもりの相談が浮上しやすい時期とか事象があるんです。こういったときに、インターベンションとまではいなくても、何かもう少し踏み込んで、相談に入っていきような仕組みがないのかなと。それは少し感じますので、一般的な啓発を繰り返すだけではなくて、もうちょっと重点的な啓発であるとか。

相談に関しても少し、例えばお小遣いをどうしようかと言われたときに、どんなふうに対応していくかというような、具体的な助言で解決に導く、こういうツールなんかも渡していかないと、なかなか、せっかく相談にいらした方が切れてしまうのではないかなと。そこを大変危惧しています。

すみません、長くなって。

○笠井会長 どうもありがとうございました。

本当にワンストップ窓口で一般的な相談だけでも、結局切れてしまっただけでは元も子もありませんので、大変貴重なご意見だったかと思えます。

続きまして、先ほどお手を挙げた八王子市の方どうぞ、お願いいたします。

○遠藤委員 八王子市役所の遠藤です。皆様お疲れさまです。基本的に現場で支援を行っ

ている立場から発言させていただきたいと思います。

先ほどの前回資料の中で、私のほうで今、八王子のほうで去年から関係機関、それから家族会さんなんかで懇談会を始めているけど、コロナの影響で今それがちょっと止まっているという報告をさせていただきました。実は今日、協議会が行われるのを一つのポイントとして、ちょっと止まっているこの懇談会、あるいは私たちの支援活動を今後どうしていくかということで、出席されている中村センター長と一緒に相談して、家族会の方、あるいは各関係機関の方に、急遽、今日午前中集まっていただいて、状況の報告などを行ってきたところなのですけれども、その中で幾つか中間の取りまとめのポイントとなることを触れてみたいと思います。

中村センター長、すみません、後でちょっと補足をよろしくお願いします。

まず、やはり最初の徳丸先生のご指摘にも関わるところなのですけれども、特に八王子市、中核市ということもあるのですけれども、やはりかなり所管が専門ごとに分化している中で、今回のようなひきこもりの方のご支援、いろんな所管に関わることをどう集約していくかというところが一つの大きなポイントになっていくのではないかなと思っています。

その中では、中間の取りまとめの21ページに、小規模自治体における支援体制、これに対して留意が必要だという、提言が今回ありますけれども、逆に申し上げますと、ある程度規模の大きな自治体の支援体制についても、やはりより細かい配慮が必要になっていくのではないかなと思います。

これは、もうはっきり申し上げてしまうと、ひきこもりの方のご支援については、いろんな関係所管が関わることになりましてすけれども、八王子もそうですけれども、どこがひきこもりの方のご支援を所管しているという所管がないというところ。これは、方向的に近いのかどうかわかりませんが、ごみ屋敷の支援というところにも同じ問題で関わってきたのですけれども、どうしても各所管に私たちが中心だという意識が芽生えにくい、そういう中ではなかなか、例えば八王子なら八王子市としてひきこもりの方のご支援をする施策がまとまりにくい、支援がまとまりにくいという状況が、やはり生まれてきてしまう。

そういう中で、今回、家族会の方からは、八王子市でも専門の所管なり、専門の担当を設置することができないのかという一つご提案も頂いているところです。確かに一つの部署、あるいは一人の専門担当職員がいて、各所管を束ねるところを一つ考えてもいいのかなというご提案だったのですけれども、もう一つは、やはり現場の支援として関係所管との連携、さらに言うと、家族会の皆さん、当事者との皆さんの連携というのはやはり不可欠ではないかなというところがあります。

今回、こちらの簡略版のほうの裏面の連携づくりのほうですけれども、「当事者団体・家族会と関係機関が、相互に役割や機能を理解し、連携していくことが望ましい。」とありますけれども、個人的にはこれはもう望ましいのではなくて必須ではないかな、

と。これが、地域に支援体制をつくる時の前提ではないかなというところを感じております。

ありがたいことに、八王子市には家族会さんがある、それからまだなかなか接触できておりませんが、当事者の方々のグループもある。そういう中で、そういう方々と私たち支援者が一緒になっていろんなことを考える、いろんなことのご提案を頂くというのが、やはり前提になっていくのかな。当然、家族会さんがまだできていない自治体というところもありますけれども、逆にできれば東京都さん、あるいはこの協議会で、そういうノウハウというもの、市や区の庁内の体制づくり、それから地域の体制づくりの具体的なノウハウが一つ出せればというところがあります。

ただ、その中で、一つやはり大きな問題になるのが、今日も話として出ておりましたがけれども、いろんな団体、あるいは家族会さん、当事者の方が集まる中で、前にも申し上げましたけれども、個人情報はどう管理していくか、それをやはりここで1回ちゃんとまとめなければということで、前回私も生活困窮者自立支援制度の中の支援会議、罰則付きの守秘義務がある支援会議の設置ができるというのをご紹介させていただきましたけれども、何らかのほかの法律で根拠を求めるか、あるいは東京都さん、あるいは各市区の条例で考えていくのは検討の余地がありますけれども、きちっとした、個人情報の管理の仕組みというのは、やはり必要だなというところで、感じたところです。

この先ほど申し上げました懇談会については、今、このコロナの状況の中で、家族会の皆さんも大変な思いをされている。私たち支援課関係者も、今、大変な状況にあるという中ですが、これから基本的には毎月1回とにかく会って、お互いを理解していこうというところから始めていくということで、今後続けていくことになっております。という中で、今のコロナの状況がありますけれども、その中で今私たちができることをとにかく少しずつでも進めていきたいというところが、今現場としての考えになっています。

すみません、中村センター長、補足をよろしくお願いします。

○笠井会長 どうぞ、中村様、続けて補足がございましたらお願いいたします。

○中村（真）委員 ありがとうございます。

ただいま遠藤委員からお話がありましたとおり、本日、話し合いを家族会の皆さん交えて行っているのですが、その中で、やっぱり当事者の声をいかに支援につなげていくことができるかが重要です。当事者には当事者のニーズ、家族には家族のニーズがあり、それぞれに違いがあるということを、どんなふうに周りが理解して支えていくことができるのか、当事者の会があり、家族会があり、そのインフォーマルなもの、八王子市のような行政を中心としたフォーマルな支援体制、フォーマルな支援体制とインフォーマルとがつながれるような場を、懇談会のような形でつなぎ止めていくことができないだろうかというのが、今の遠藤委員からの提案ということでした。

今後、やはりフォーマルな支援体制も、ここに相談窓口がありますよというだけでは、

そこに行った人が次の相談窓口を次々紹介されるという状況が一向に改善しないし、私は高齢者のほうの部門の立場なのですが、やはり8050に悩んでいるセンターは非常に多くて、高齢者のほうからその世帯に入っていくと、40代、50代のひきこもりの息子さん、娘さんが、またはそのお孫さんがいらっしゃる、そういう問題に直面したときに、センターが入っているからいいでしょうとほかの機関が手を離してしまうような場面も時々見られます。そうではなく、この世帯にどのように支援を展開していったらいいかというフォーマルな体制についての協議の場、事例検討の場も必要でしょうし、そこからさらに当事者の会であるとか、家族の会につなげられるような、そういう機能を持っている。高齢者の部門であろうと、教育であろうと、医療であろうと、それから保健であろうと、就労の場面であろうと、どんな団体でもそれができるようになるための体制づくりが課題なのかなど。でも、家族会の皆さんにとっては、一つの仕事を持っていながら、ひきこもりの課題に対応するのは、非常に片手間なんじゃないか、だからこそ、専門の部署があることが必要なんじゃないかという話に今日はなつたと私は理解しています。

ありがとうございました。

○笠井会長 遠藤様と中村様、本当に八王子市という大きな自治体の現場の声を届けていただきまして、ありがとうございます。

専門的な部署の設置なども、大変重要な課題かと思えますけれども、小さい自治体ですと、そういうのがつくりにくくて、個人の職員の方に負担が来るみたいなことが中間取りまとめにありますけれども、大きな自治体もそういったことをつくるのも大変でしょうし、また個人情報はどうするかの問題が大きい自治体ですと、支援者同士がつながるときに課題になってくると思いますので、大変重要なご指摘だったかというふうに思います。

ほかにも、いかがでしょうか。例えば……

○小澤生活支援担当課長 斎藤環先生が挙手をされています。

○笠井会長 どうぞ。斎藤先生、どうぞ。

○斎藤委員 よろしいでしょうか。

資料の18ページ、下から3項目めですか。「支援にあたっては、対面による相談だけでなく、オンラインによる相談も有効と考えられる。」という項目があります。私たち、今、大学のほうでチームの対話実践、オープンダイアログというんですけども、これをやったのですけれども、今回コロナ禍でそれができなくなりましたと。3密になっちゃいますので。集まれないという状況がありまして、やむを得ずオンライン開催で、オンラインミーティングでオープンダイアログの実践を試みたんですけども、思いのほか、これが有効だということが分かってきまして、具体的には画面の向こうにタブレットなり、スマホを持った家族がいて、その家族がその中に二人なり、三人なりが映っていて、こちらのチームも一つの画面に映って対話をするという方法なので

すけれども、これがかなり介入として有効な手応えを、今感じているということがございます。

メリットとしましては、様々なメンバーがそこに参加できるということがありますので、専属のそのスタッフに限らず、外注に出すことが容易になるということが一つあるでしょうし、それから、何といても当事者にすぐ会えると。結構、当事者は抵抗がないといいますか、行くのは嫌だけど、家で会えるんだったら会ってやってもいいぐらいの感じの人が結構いますので、そういう場面設定がすごくしやすくなるということと、それから、ひきこもりの方の家族がこじれる一番大きい要因は、家族間のコミュニケーションが非常にこじれやすいと、もしくは断絶してしまっているということがあるわけなのですけれども、対話実践ですから、まさにそこで家族交えての対話が成り立ってしまうと、家族関係の修復につながりやすいというメリットがあるということもありません。かなりこれは応用範囲が広いんじゃないかなということを、今実感しつつあるということがあります。

もし、これからいろんな新しいプランも取り組んでいけるというふうにお考えなのでしたら、ぜひ、このリモート、Z o o mになると思いますけれども、そういったものを使ったオンラインによるアウトリーチというか分かりませんが、一応、そんな感じの実践手法の取組をぜひご検討いただきたいし、かなり、これはいろんな可能性を秘めた方法であるということ、ここで提案させていただきます。

以上です。

○笠井会長 斎藤先生、ありがとうございました。本当に、オンラインの可能性は、この領域は非常にあると思いますので、具体的に東京都にもご検討いただければなと思っております。

ほかにいかがでしょうか。もしよろしかったら、八王子市と多少お近くかもしれませんが、町田市の方とか、もし何かお感じになったこととか、現場のご意見とかありましたら。

○小澤生活支援担当課長 上田さんから手が挙がっております。

○笠井会長 どうぞ、上田さん。

○上田委員 よろしくお願いたします。上田です。

19ページの資料のほうで、先ほど八王子市の皆様からも家族会、当事者会も一緒になってという、大変心強いご発言ありがとうございます。

私からは、今回、コロナ禍での電話相談の状況をちょっと共有させていただきつつ、今何が起きているのかなというのを、当会全国組織ですので、全国からも情報が入ってまいります。特に、東京都で行っている家族会の電話相談に、何と3割以上の方が都外からお電話が入る状況でございます。

これを見てみると、50代の方、当事者の方、オンラインなどインターネットの環境を持たない中高年の当事者の方からのお電話も増えております。こういったことから見

ますと、一つは、もちろん東京都として、また市区町村単位で、基礎自治体単位でご相談を受けることが当然あるかと思うのですが、この19ページの一番下の丸にもありますように、自分の居住地ではないところに、やはりご家族やご本人がお電話をする傾向は、このコロナ禍でも強まっているのではないかなと想像しております。それがなぜなのかというのは、たくさん諸説ありますが、自分の地元で知っている同級生や親戚筋が行政にいたり、担当にいたるといようなことで行けなくなってしまうということが各地域の方からも入っているところです。

そこで、どのようにこの広域連携の視点を持っていただけるのか、非常に難しいところではないかと思うのですが、先ほどのワンストップというのと併せて各自治体の、近隣の自治体だったら家族会でも行きやすいのになというご家族の声は前から非常に多いので、ここも検討の、相談窓口に行きやすくなるための大事な視点かと存じます。

もう一つ、次のページの22ページでございますが、ピアサポーターとペアレントメンターの養成というところで、二つここに記載がございます。当会は、2013年からピアサポーターの養成研修というのを行っておまして、今年度もオンラインで研修を、ちょうど今開催、実施しているところなのですが、やはりこのピアというのが、自分の苦しんだ経験、当事者同士、家族同士だけではなくて、当事者と家族が斜めの関係で支え合うというのが当会、非常に多くございます。

自分の血のつながった親、自分の子どもにはなかなかコミュニケーションが非常にしづらいたくだけでも、ほかの経験者やほかの親御さんの気持ちだったらすっと耳が傾けられたり、ああ、本人もそんなふうに感じているのではないか、また自分の親もこんなふうで苦しんでいたのかとか、いろんなその斜めの関係の理解がこのピアサポーターの研修の場で非常に行われています。そこでわだかまりや誤解が解ける、自分自身が家庭に帰って、親子関係が楽になったという声もあります。そういったところで、この養成研修を当事者、家族含めて、実施できる体制ができてくるといいなと思っております。

もう一つ、オンラインについて、一言だけ。オンラインは、今回やってみて、顔を出さなくても参加ができること、また発言がチャットでも行えるということで、全国でも当事者の方の参加が、今年度は増えました。あとは、家族さんも、このオンラインで自宅から離れなくて済むということも非常に負担が減ったということと、あとは、ただ、家に子どもがいるとどうしても子どもに聞かれてしまうのではないかとということで話しづらいというご家族さんもいらっしゃったのですが、このオンラインのほうがアクセスしやすいという声が家族の方も、予想以上に多かったということが、今やっていて感じているところです。

また、オンラインの居場所というのものも、今、ご本人からの声^が少しずつ増えているところです。オンライン環境のない方ももちろんいらっしゃるのですが、こういったオンライン環境も含めて、あとオンラインのできない方へのサポートなども含めて、このコロナ禍で考えていただく、何か可能性があれば非常にありがたいなと思っております。

W i - F i がなくて、パソコンはあるんだけど、ネット環境がないという方でつなげないという声も届いていて、例えば無料でW i - F i を提供できるとか、そういった施設とか、そんなこともあればいいな、なんていうふうにも感じています。

すみません、たくさんになりましたが、以上となります。ありがとうございます。

○笠井会長 上田様、本当に貴重な意見をいつもありがとうございます。広域の問題は、まさに、こういう自治体ですとなかなか……のかもしれませんが、実際に確かに比較的大きな自治体、市区町村とかであっても……。

○小澤生活支援担当課長 笠井先生、ちょっと声が止まってしまっております。笠井先生。笠井先生の声が、すみません、途切れてしまったようで。

○中島委員 先生、声がちょっと聞こえにくいようですが、大丈夫でしょうか。笠井先生。

○小澤生活支援担当課長 笠井先生のマイクが途中から切れてしまったようなのですが、先生、もう一度発言、お声を聞かせていただいで大丈夫でしょうか。笠井先生、途中でマイクが切れてしまったようです。先生、お声を聞かせていただけますでしょうか。

○笠井会長 すみません、笠井ですけど、聞こえますか。

○小澤生活支援担当課長 途中で声が聞こえなくなりました。

○笠井会長 何か、やっぱりそうでしたか。

○小澤生活支援担当課長 はい。

○笠井会長 すみませんです。今、私が声が聞こえていないときに発言していましたが、上田様からの貴重なご意見である広域のことやピアのことや、オンラインのことについて、少しそれをまとめさせていただいただけなので、大丈夫だと思います。

ほかにご意見、いかがでしょうか。

○小澤生活支援担当課長 もう一度補足いただけますでしょうか。笠井先生、オンラインの部分をおつしやうと補足いただけますでしょうか。

○笠井会長 そうですか。私、オンラインのことについては、上田様がおつしやうのように、上田様はオンラインのいい面について、まずおつしやうの上で、その後オンラインが利用可能な人と可能でない人がいるので、どんな方にもオンラインの環境が届くような、無料とかで提供するとか、そういったことも大事であるとおつしやうの点が、非常に大事だと思っておつしやう、オンラインへのアクセスができる人とできない人の格差がコロナ禍では広がる可能性についてもありますので、そのオンラインアクセス権みたいなことが人権として大事なのかなと思ったので、発言させていただいたということです。ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、河野様、どうぞ。

○河野委員 よろしくお願ひします。

今の上田委員の部分もかぶるんですけど、このコロナ禍で実際に仕事もなくなってしまつて、そのまま生活保護に陥つてしまつて孤立化していくケースが散見しております。

今後、このようなケースが増える状況もあると思います。そもそも生活保護下で長期にわたってひきこもってしまいますと、支援が必要なケースが浮かび上がってこないことも多いので、そこの支援というのも重要なことというふうに思っております。ネットワークの環境が整っていないケースも多いので、WIFIやタブレット等を貸し出せるような仕組みがあるべきかなというふうに思っております。

あと、まとめのほうなのですけれども、8ページ、9ページ辺りの関係機関のところですが、最近では地域若者サポートステーションも就職氷河期対策も含めて、ひきこもり支援と呼んでいいのかわからないのですが、かなりブランクの空いた方々向けの支援というのも拡充されてきているので、支援機関の一覧の中にサポステも入ってもいいかなというふうに思っております。

あとは、東京都では独自に若者社会参加応援事業を展開してきています。都内で20か所以上の支援団体というのがありますので、その民間団体との連携ができるようなことも含めて支援機関の一覧に入れていただければと思います。

あと、最後のほうなのですが、20ページにアウトリーチの部分ですが、かなりまだ内容としては薄めかなというふうに思いますし議論が必要と感じております。私どももアウトリーチを実践している中で、医療的なケアが必要だなと感じるケースというのも数多くなっています。そうなったときの医療機関、医師、あるいはそれに類する専門家の方と連携してのアウトリーチであったりとかも、必要があるかなと感じております。アウトリーチの部分で、医療連携について一文入れていただくと非常にありがたいかなというふうに思っております。

以上です。

○笠井会長 河野様、ありがとうございました。また、大切な視点をご提供頂きました。生活保護世帯の方へのオンラインとかの格差がないようにというようなことと、若者サポステの話と、医療連携の話と、大変貴重だったと思います。

ほかにはいかがでしょうか。まだお時間ありますので、どうぞ皆様。川井様、どうぞ。

○川井委員 11ページの辺り、基本的な認識といいますか、こういう考え方でいいのかわかという確認も含めてですけれども、ひきこもり状態にある人は、国の推計でも115万とか、実際はそれよりはるかに多いんじゃないかと思いますが、そういう中で実際に支援の手が届いている方がどれだけいるか。見方によっては1%とか、ほんの数%というのが現状ではないかというふうにも思われるわけです。もちろん、その数%の方に対する支援自体もなかなか難しく、このような提言を基に、いかに形をつくっていくかということが重要なのは間違いないところですが、一方で、手の届いていない99%かもしれない人たち。もちろんひきこもりの課題というのは、本質的に自分から相談はなかなかしようとしなくて、救いの手を求めようとしなくて、どちらかというところを放っておいてくれとおっしゃる方が多いわけですが、そこでこの問題に対して東京都が今提言をするに当たって、その方たちをこのまま放っておいていいのかわか。ご自分で希望しない

のだから、放っておいてくれと言うんだから、放っておいていいというふうに考えるのかどうか。そうした根本の考え方が大事なところだと思っています。

この11ページで私はちょっと引かかるのですが、三つ目の○のところ、「『ひきこもり＝支援されるべき問題』であるという捉え方は適切でない。」と書いてあります。もちろんここで言わんとしていることは、ひきこもりは本人の意向にも構わず、強制的に無理やりにでも支援すべきということでは決してないという、そういう意味合いで書いているのかなと思います。ただ、その次の○に書いてありますように、「当事者の中には、支援を必要としている人がいる。また、支援を望んでいるものの、適切な支援に出会えていない、たどりついていない人がいる。」というような書き方がされていますので、続けて読むと、支援を希望する人にいかに適切に支援をするかという脈絡になってしまっているのかなと。逆に言うと、ヘルプを求めない限りは放置すればいい、放っておくしかないのだというように誤解されないかなと危惧します。

そうではなくて、もちろん強制的であったり、本人の意向に背くようなことは絶対にいけない、尊厳が何よりも大事だというのはそのとおりなのですが、だからこそ、私が大好きな言葉で、斎藤先生がおっしゃっている「マイルドなおせっかい」というものをどう具体化、実現化していくか。東京都がそれをどう目指すかということこそが、この提言の核心であり魂でなきゃいけないんじゃないかと思います。なので、この辺の書き方についてはもう少し工夫しないと、本人が放っておいてくれと言う人はもうどうしようもないという誤解につながらないようにしたいと思います。

本当に大事なことは、どんなに放っておいてくれと言っている人でも、自分らしく生きがいを感じて生きたいと思わない人はいないわけですから、ご本人の意向に背かないような、マイルドな支援の在り方というものを、どう関係者が力を合わせてつくっていくかということ、ぜひここでの提言の骨格といいますか、魂としてははっきり打ち出していただけたらと思います。具体的な文言については、もう少し対案を考えたいと思いますが、それが1点です。

長くなって恐縮ですが、次に18ページで、先ほど遠藤委員がおっしゃった個人情報の問題で、ご存じの方も多いたと思いますが、現行の生活困窮者自立支援制度の支援会議と同じように、先ほど申し上げた社会福祉法の改正の中で、新たに106条の6という項目ができ、個人情報の課題をクリアする会議体を、縦割りでない様々な施策が横割りで包括的に行われる重層的支援体制整備事業の枠組みの中で実施できるようになっています。これはこれから有効に活用していく必要があると思うので、そのことを押さえておいたほうがいいというのが2点目です。

最後にもう1点だけ。

先ほど、上田委員からピアサポーターのとても大事なお話がありました。私、社会福祉協議会の立場からすると、もちろん当事者の方がそのようにお力になっていただくことが一番の出発点あるいは基軸としても大事ですが、それを広げていくためには、やは

り一般市民の方の理解の裾野が広がっていかねばならないと思います。そうした一般市民の方の協力者や理解者を広げるための取組みとして、認知症制度でいえば認知症サポーター制度というものがあって、オレンジリングも含めて広がっていますよね。それと同じような、一般市民の中で理解者、協力者を広げていくような取組というものを、ぜひ提起していったらいいんじゃないかなと思いました。

すみません、長くなりましたが、以上です。

○笠井会長 川井様、本当に貴重なご意見をありがとうございます。

本当に最初のご意見は、ひきこもりの根幹に関わるところで、ご本人さんが支援を拒否しているということは、本当に支援をしてほしくないわけではなくて、いろんなことに傷ついているからであったりとか、ご家族との関係だったりとか、そういうところからなわけですので、そういうことをニーズがないから支援しなくていいみたいなことをこれまでしてきたからこそ、こういうふうに課題が山積しているわけですので、そういったところ、こういう、何というんでしょうね、支援しなくてもいいと受け取られかねないような文言が先に来ているというのは、本当にちょっとよくないと思いますので、もしよかったですらぜひ適切な文言とかお寄せいただけますと、事務局のほうも検討しやすいのかなというふうに思います。

事務局としては、多分、決してそれに、川井さんのご意見に反対しているわけじゃないと思うので、本当にそういった誤ったニュアンスにならないようにすべきですよ。

ほかにも、まだちょっとお時間ありますので、ぜひお寄せいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

どうぞ、また斎藤先生、どうぞ。

○斎藤委員 今、ちょっと引用していただきましたので、ちょっと補足を私からちょっと申し上げたいと思うのですけれども、まず、今、川井先生もおっしゃったように、本人の放っておいておくれというニーズといいますのは、基本的には家族に対する絶望感の表明だったりとか、自分の痛みの表現だったりするわけでありまして、そこが修復されてくると、もう少し素直に弱音が吐けるようになる人が多いという印象を持っております。

具体的には、一番最初にニーズがあるのは家族なので、家族に関わり続けることができれば、最終的には本人のニーズも生まれてくるという印象を持っております。もちろん、強制とか説得とかじゃなくて、家族との信頼関係の修復に基づいて、本人のニーズが変わってくるという変化に期待すると。これが厚労省のガイドラインに書いてある4段階の模式図がありますけれども、第1段階ではニーズがない状態、当初はニーズがない状態ですけれども、家族相談を通じてニーズがだんだん生まれてくるというふうな流れをつくっていくということで理解していますので、そういう掘り起こし方。

ですからニーズというのは、窓口をつくって待ち受けるものではなくて、御用聞きのように時々訪ねていたりとか、打診したりとかしながら、何かできることないですか

みたいなことを、こちらから訪ねていくといったようなモデルを考えていく、角度を変えたりするというような方法です。例えば、いきなり就労支援と言われちゃうと、もうそんなの無理と言って断られちゃう場合もあるし、逆に言うと、まず居場所からとか、自助グループとかから言うと、いや、もう自分は就労支援から受けたというニーズがあったりとか、いろんな個人によってニーズに差がありますので、角度を変えて、いろんな方向からアプローチできるような意味での「マイルドなおせっかい」ということを、ぜひ考えていただければと考えています。

以上です。

○笠井会長 ありがとうございます。

本当にニーズ形成支援といいますか、本当に大切な視点だったと思います。

中島先生、どうぞ。

○中島委員 今の斎藤先生のお話も関連もするのですが、先ほど上田委員さんのほうから広域支援の話があったかと思うんです。やはり身近な、例えば市役所に友人がいるから相談に行きにくいとか、なかなか知り合いのいるところでは相談しにくいということがありますから、地域の支援は大事なのですけれども、なかなかそこは課題になってニーズが顕在化しにくいということもあろうかと思えます。そうなった場合には、やはり広域支援が必要かなと思っていますし、具体的な支援においては、私は藤里町の事例を出させていただきましたけれども、例えば大阪の豊中市は、土佐町という、高知の土佐と連携して支援をやったりしているんですね。だから、ちょっと離れたところで具体的な支援を受けるとか、あるいは広域相談であれば少しブロックのような形で、自分の自治体ではないところで相談ができるようなものとか、少しそういったことが、先ほどオンラインの話も出てきましたけれども、少し匿名性が確保されたり、知り合いのいないところで安心して支援が受けられるという環境も併せて検討していくこともニーズを見える化する意味で大事なのかなと思います。その上でまた東京に戻ってきて、また継続的な支援を受けていくというような、そういう、2地域といいますか、地域間連携のような支援も検討の一つかなというふうに思っています。

以上です。

○笠井会長 中島先生、貴重なご意見をありがとうございました。

何か姉妹都市みたいな感じで、そういうふうに少し柔軟に考えてはどうかというご意見で。貴重で、ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、林様。

○林委員 今のお話をお聞きして、私のほうからも一つお話をさせてください。

広域連携については、現在、私どもの団体で、大阪府の六つの市と町で連携した「ひきこもり女子会」というものをやっています。今お話にもありました大阪府の大阪市、吹田市、豊中市、堺市など広域で連携することで、やはり自分の市ではない隣の市に行ける。6か月間、毎月1回ずつ連続して女子会をやっています。昨年度から始まったの

ですけれども、昨年度は6市町で221名の女性たちが来ましたし、隣の市だから行ける、もしくは、今回行けなかったけど、来月もあるのだったらそこまでに体調を整えようというようなことができましたので、非常に大きな手応えを感じました。今年度もそれは、8月から始まっているのですね。

実は東京都でも、西武池袋線の沿線の練馬区、西東京市、東久留米市、清瀬市のそれぞれの男女共同参画センターさんや市の担当の方と連携をして女子会をやっていますので、その沿線もしくは多摩地区の方、または遠方からも来られるというようなことが、やっぱり有効だなということを、やっていて感じています。

ですので、東京都内でも近隣の市町村などで連携した、「連携女子会」というふうに言っているのですけれども、女子会に限らず、当事者会をやっていただくことも、とても効果があるのではないかと。連携することで、広報もかなり広くできますし、また長い期間にわたって広報できますので、そういった意味でも効果がとてもあるなど思っております。

以上です。

○笠井会長 林様、ありがとうございます。

非常に、当事者団体ならではの柔軟性で、広域でやっていただいて、東京都でも、例えば医療ですと、ブロック制とかになったりするので、広域支援というのも不可能じゃないかと思しますので、事務局にも検討していただきたいと思えます。

ほかに今お手を挙げられ……。八王子市様、どうぞ。

○遠藤委員 八王子の遠藤です。

先ほどの中島先生、それから今の林委員のお話に関連して、現場での動きというのをお話しさせていただきたいのですけれども、一つの自治体を越えた広域連携に関しましては、私も、生活困窮の方の自立支援制度、東京都さんのほうで23区、26市を幾つかのブロックに分けて、ブロックごとの研修ですとか、そういうものを行っているのですけれども、その中で、八王子市、広域ですし、人口も多いということなのですけれども、ただ、八王子にもやっぱりないものがある。そういうものが、八王子のお近くの他市さんにあれば、私たちはそこを利用させていただく。逆に私たちの持っているものを他市さんのほうでご利用いただくときには、本当に十分活用していただきたいという中で、生活困窮者の方の自立支援制度、なかなか自分たちのツールを持っていないという制度になっておりますので、そういう意味では、自分たちのところでできないことをほかの市さんと連携して行うということに関しては、幾つかの事例がある。その中で、特にひきこもりの方のご支援に関しては、ある意味の専門性が必要だったりすることも多々あると思えます。

また先ほど、家族会さんの関係で申し上げますと、家族会さんがあるところとないところがあったり、そういう中では、林委員のおっしゃるように、一つの自治体をあえて越えて行うということの必要性、それは現場の支援を担当している者としても本当に感じ

るところがあります。そういう意味で、本来、そういう辺りも含めて、東京都さん、あるいは協議会のほうで、何か一つモデルケースみたいなものが作れればと思います。

さらにその前、斎藤先生のおっしゃった中で、やっぱりご家族のことなのですけれども、ご家族、ひきこもりの方のご支援というと、どうしてもひきこもられている方のご本人への支援というものが先立ってしまうのですけれども、実はご家族の皆さんも苦しんでいらっしゃる、ご支援を必要とされているということであれば、私たちは、ひきこもられているご本人の方の支援と同じように、やはり家族の方へどれだけ目配りができるかということも、ひきこもりの方のご支援にとってはやはり欠かすことはできないのかな、そういうふうに感じています。

以上です。

○笠井会長 中村さん、続けてどうぞ。

○中村（真）委員 ありがとうございます。広域支援ということについて提案を頂いて、とてもいいお話だなと思いました。

近くで相談しにくいのは、当事者もご家族も同じかと思えますし、まだ若い世代は、自分の就労場所を、近所ではなくいろんなところをまたいで就労場所を探したりすることもあるわけで、そうすると、いろんな企業であるとか、就労に協力してくれる団体が、その自治体の中にとどまっているわけではなくて、もっとたくさんの自治体の中にいろんな就労の支援をしてくださるところであるとか、そういう資源を広域で共有してみたりとか、家族会情報、それから当事者の会の情報を、広域で情報提供すると、自分の行きやすい場所とか、地の利であるとか、それは人それぞれ、個人的に違いがあるかと思えます。行きやすい場所に行かれるようなそういう情報提供の仕組みが整っているとよいと思います。あと施策については、自治体でないとしても対応できないというものがあるかと思うのですけれども、制度が必要なのにつながっていない場合に自治体の施策にもつながるようなものがあると、よりいいというふうに思いました。

ありがとうございました。

○笠井会長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。まだ10分ほどお時間ありますので、もしよかったら。

どうぞ、上田様。

○上田委員 すみません、21ページの暴力的支援団体に係る相談への体制づくりについて、少し補足を意見させていただきたく思います。

実は2020年、今年度8月25日に厚生労働省に、引き出し業者の被害者の方とそのご家族が、現状を厚生労働省の方に意見して、課題となるものを出しました。

実は家族会は、この前も当家族会の楽の会に訪れたご家族が、やはりもう子供と一緒に住むことが本当に苦しくて、もうとにかく見張られているぐらい、家族も本人との生活に非常に困難を抱えてしまうぐらい追い詰められているご家族、それは本人との関わり方について、まだどうしていいか分からない、相談もしたことがないご家族だったり

もするのですが、非常にそういった追い詰められたご家族が、わらをも縋る思いで、やはりこういった引き出し業者に頼ってしまうとといいますか、助けを求めてしまうというのが、どうしても起こり得てしまう。

ただ、そのときに当会から、重要だなと思っておりますのが、こういう一時的な家庭内暴力や、ご本人との非常に精神的な負担感を抱える家族さんの、一時的にご家族がそこでどう対応して、どのようにしたらいいかという、もちろんアドバイスもそうなのですが、一時的に避難ができるような場所、また、これはクールダウン、家族も本人も気持ちを冷却していくための時間や場所がとても必要であるという。でも、引き出し業者はそこを巧みに説得して、洗脳していくような業者さんもいますので、そこは非常に取り締まっていく必要があると思うのですけれども、何よりも、家族も追い詰められたときに、どうしたらいいかという周知を、どのようにしていけばいいかというの、家族会としても課題に感じているところです。

そこで、そのように相談窓口や周知など、一定の対応が必要であると書かれていますが、その一定の対応をどのように決めていくのかというところは、今後議論がされていくところなのかなと。

あともう一つは、当会は引き出し業者から逃げた被害者からの相談もありまして、そのような被害者の方を緊急的に一時的に保護ができるような、そういった通達が国から全国の区市町村に出ないものかということも、今回意見のほうを厚労省のほうには出させていただいているところです。

まずは当面の生活と心身のケアというところで、この暴力的支援の、支援業者だけを見るのではなく、その引き出し業者に頼らざるを得ない家族や本人の生活とケアですよ、そこをやはり考えていただきたいと思っております。

以上です。

○笠井会長 上田様、引き出し業者について、ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。3名挙げていただいて、斎藤先生と川井様と中村様が同時にお手を挙げられたので、じゃあ、斎藤先生からどうぞ。

○斎藤委員 引き出し業者の問題は私も関わっていますので、ちょっとコメントさせていただきます。

現時点では、業者名を都がリストアップして、ここは気をつけましょうということは多分無理だと思うんですよね。一番有効性が高いと思われるのは、宿泊型の支援が多分そういうものを一番抱えやすいので、宿泊型支援施設に関しては、都が認可とまでは言いませんけれども、一定のお墨つきを与えると、オーソライズするという形が作れば、それが得られてないところは選択肢に入らないということになるかもしれないなということはあると思いますが、これも都の責任が重大になっちゃいますので、容易ではないかもしれません。

すぐできることかもしれないのですが、一つ考えているのが、今、私と当事者の団体

と協力し合って、ひきこもり活動の報道ガイドラインというものをつくっています。報道ガイドラインといいますのは、ひきこもりに関する報道をテレビがするときに、非常にステレオタイプな、スティグマ的なイメージを使う。ずっとごみ屋敷に住んでいて、ぶくぶく太って、不精ひげを生やして、ゲームばかりやっているみたいな、そういうイメージを表に出したがる報道が多いですけども、そういうステレオタイプを使わないとか、あるいは、家族を被害者、本人を加害者扱いしないとか、そういう項目が入っているんですけども、その中に、一番引き出し業者が活躍する余地があるのは、マスコミが持ち上げると。つまり、テレビメディアがこういう業者がすばらしい活動をしていて、ひきこもりは回復していきまいたみたいな話を時々報道するわけなのでですけども、そういったものをテレビに出さないようにしましょうということをガイドラインがうたっているんですけども、そういう形である程度牽制するというか、そういうことはできるのではないかということを考えています。

ちょっと都の政策に望み過ぎかもしれないのですけれども、もし東京都がこういった報道ガイドラインまで踏み込んでいただけると、かなり大きなインパクトがあるだろうなと思いましたので、発言させていただきました。ありがとうございます。

以上です。

○笠井会長 斎藤先生、報道ガイドラインの話をありがとうございます。

続きまして、川井様がお手を先ほど挙げられましたでしょうか。はい。

○川井委員 19ページで先ほど議論のあったワンストップのことですが、どうかひとつと思いつつ、今さらの発言で恐縮なのですが、国のほうでも地域共生社会の在り方の検討会で随分議論がありまして、結論的には国はもうこの言葉は使っていないんですよ。特に新しい重層的支援体制整備事業は、子供から高齢者、障害者まですべての世代や、分野も越えた支援体制をつくるわけですから、ワンストップで特定の機関が一手に引き受けてなんて現実的でないということがあったかと思えます。

でも考えてみれば、ひきこもりの課題も、子供の不登校から中高年層まで含めてですし、また分野も教育から就労、住宅、医療等、様々な分野にまたがって対応しなければ進まない課題ですので、やはり特定の機関が絶大なる機能を発揮して解決するということは、およそ現実的ではないと思います。そこで、国の事業の考え方も、要は何かというと、プラットフォーム型ということで、連携・協働のネットワークの中ですべての相談を断らないし、あらゆる機能をしっかり果たしていくという考え方を採っているんですね。

先ほど中村委員のお話にもありましたが、あんしん相談センターが関わるようになったら他の機関がどんどん手を引いていってしまうというような現象、これは本当にありがちなことです。ワンストップという言い方、考え方を採ると、そういうおそれがすごくあると思うので、言葉として使うとしても丁寧な注釈が必要で、たとえば様々な機関が連携して協働によりワンストップの機能を果たすというような解説を加えるか、むしろ

ろ今は使わない方がいいんじゃないかなと私は思っています。

すみません、以上です。

○笠井会長 ありがとうございます。ワンストップという言葉に気をつけないといけないですね。

では、先ほど中村様もお手を挙げられていましたが、いかがでしょうか。

○中村（真）委員 すみません、何度も。

先ほどの暴力的支援の団体に関するお話ですが、法的な整備がどうなっているか、勉強不足で大変恐縮なのですが、教えていただきたいと思います。例えば高齢者であれば高齢者虐待防止法があったり、障害者虐待防止法、児童虐待防止法、そしてDVの防止法がありますが、その対象の虐待防止法に応じて緊急一時的に避難する施設とか、保護するような、身の安全を図るための施策というのは、それぞれに法的には整っていますが、これについてはどのような領域で対応すればいいものなのでしょうか。それぞれのケースによってケース・バイ・ケースなので、どのように支援するかはケースごとに違うと思いますが、例えば先ほどの一時的な緊急保護を、都の施設でという話があったときに、女性であれば緊急のDVの避難の施設がありますが男性が避難しようとしたら駄目だったことがあり、これはどのような法に基づいて捉えたらいいのかを質問させていただきたいと思って手を挙げました。

○笠井会長 どうぞ、斎藤先生。

○斎藤委員 支援業者に関して、私が知る範囲のことを申し上げます。

先ほどから話に出ておりますような支援業者に拉致監禁をされまして、そこから脱走した人が例えば警察に行きます。最初は話を親身に聞いてくれるのですけれども、警察が親御さんに電話しまして、家族が、「いや、それは私たちがお願いして預かってもらっています。」と言った瞬間に態度が変わって、「じゃあ君、施設に帰りなさい。」と帰されてしまうのが普通です。

ちょっとあり得ないのですけれども、つまり監禁ですから非合法なのですけれども、家族が同意していると、これはオーケーとなってしまうというのが、これはかつての同意入院が、親が同意さえしていれば強制入院できたという時代の名残なのか分かりませんが、実は精神科病院の入院でも同じようなことがありまして、家族が、息子が暴れたと通報しますと、たちまち措置入院が成立してしまうといったような、かなり際どいことが今でも続いているという、ある種の日本的な文化と言ってもいいかもしれませんけれども、親の言葉の権限が圧倒的に強いという状況がありまして、犯罪としては成立し難い状況があると。私が脱出を手伝ったときは、地元の弁護士さんをお願いして、脱出を支援してもらおうということをせざるを得なかったという事情があります。

つまり、法整備がないどころか、非合法的な行為が、むしろ警察によって幫助されていると言ってもいい状況があるというのが現実です。

○笠井会長 中島先生、どうぞ。

○中島委員 福祉の観点から言いますと、虐待防止法は対象別に法がつくられていますから、高齢者に該当するか、障害者に該当するか、児童に該当するか。これに該当しなければ、DVの関係、配偶者の関係もなければ、残念ながら対象から漏れてしまうということで、該当法はないと言わざるを得ない。漏れているところだと思います。

以上です。

○笠井会長 大変深刻な課題を抽出していただきました。

あと残り数分ですけれども、何かもれている議論等……。どうぞ、向山先生。

○向山委員 広域連携のことですか、今日、すごく具体的なお話を伺えて、大変よかったですなと思います。

そここのところと広域連携をもう少し重ねてお話をさせていただくと、やはり行政の中や相談機関の連携って、非常にふわっとして、例えば何かイベントを一緒にやったとか、周知をしたとか、いろんな連携って本当は幅と奥行きがあるんですけども、本当の意味の協働ではなく、何となく連携しています、知っています、ネットワークがあります、会議をやりました。そういう形ではやっぱりこのひきこもり支援のネットワークの本当の連携とか協働とか、ご家族やご本人たちの広域連携を含めたニーズには応えられないと思うんですね。

よくあるのは東京都で新しいことを始めたり、区でいろんなことを始めたときに、モデル事業みたいなものを作って、それを横展開させていこうという手法があるんですけども、それ自体が本当にうまくいくのかなという、それもちよっと私も、今まで自殺対策なんていうのはあまりうまくいかなかった思いがあって、どんなふうに取り組んでいこうかなということがすごく課題だなと思いながら伺っていたんですけども、一方で、今日斎藤先生がおっしゃられた、オンラインを使って、例えば一緒に相談をやるとか、それから事例、一緒にケースワークしていくときに、例えばきちんとした評価ができる評価会議で、全部アセスメントを共にやっていくとか、何かそのふわっとした連携とか協働ではなくて、やっぱりポイントポイントできちんと私たち自身の、支援者とか行政機関、相談機関の動きをきちんとチェックできるような仕組みも作りながら、こういった連携とか事業を固定化していけたらいいのかなということを、一つ、自分自身の反省も含めて思います。

それから、家族と当事者の支援がもう絶対であって、こういった会があるかどうかというのは、実は相談機関も楽に相談できるかどうか、すごく関わってくるんですね。家族会があるかどうか、会ってくれるかどうかだけでも、本当に私たちだけではできない面接や変化がやっぱり期待できる。

一方で、私は精神障害の方の家族会の中で、いろんな失敗を繰り返してきてしまったんですけども、やっぱり常にご家族自身も揺れていますし、その中核で相談に携わっていらっしゃる方も、やっぱり当事者であり続けるわけですね。だから、家族会とか当事者の会というのは、必ずその方達を支え続けるとか、それで支援していくプロが関

わり続けて、絶え間なく関わり続けていかないといけないんじゃないかな。もう自立してくださいと、よくあるのですけれども、これはひきこもりの世界ではやってはいけないんじゃないか。そういうことを、ちょっと反省を含めながら思っております。

すみません、長くなりました。

○笠井会長 どうも貴重なご意見をありがとうございます。

これ以上、またご意見があるかもしれませんけれども、お時間がちょうど18時50分ぐらいとなりましたので、本日のところはここまでにさせていただきたいと思います。

皆様方から貴重なご意見を頂きまして、文言の修正などが必要になっておりますけれども、事務局と私のほうで調整を行いまして、中間のとりまとめとしたいと思いますが、ご一任いただいてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○笠井会長 ありがとうございます。

それでは事務局より、協議会の当面の予定とひきこもりに関する支援状況等調査についての連絡事項がありますので、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

○小澤生活支援担当課長 ありがとうございます。それでは、事務局のほうから資料5、資料6について、ご説明をいたします。

資料5は、協議会の当面の予定ということでございます。調査につきましては、コロナの影響で、今年度早々にやればよかったのですがけれども、こちらをちょっと延期せざるを得ないという状況になっております。

本日、中間のとりまとめ(案)についてご議論いただきました。今、9月から「ひきこもりに関する支援状況等調査」実施ということで、保健所ですとか、今、様々な機関が、大変ご多忙な状況ではございますけれども、可能な範囲でご協力いただけるということで、調査票をまき始めたところでございます。こちらの調査、なんとか12月頃をめどに実施をしまいたいと思います。

またこの間、今、笠井先生からお話ありましたとおり、中間のとりまとめにつきましては、この後、文言の調整をして発表をしまいたいというふうに思っております。

令和2年度3月頃に、提言の検討を、なんとか調査を実施した内容を、調査内容を振り返る形で提言の検討をしまいたい。そして来年度、改めまして提言の内容の検討に入りたいというスケジュールで考えていきたいと思っております。

それから資料6を御覧ください。資料6、ひきこもりに関する支援状況等調査につきましては、先ほど申し述べましたとおり、9月上旬に調査票を発送し始めたところでございます。十分に関係機関に、今かなり多忙な状況でございますので、ちょっと長めに調査票の回収期間を取らせていただきたいと思います。

その後、集計・分析を行いまして、協議会のほうに報告できるように、事務局のほうで準備をしまいたいと思います。協議会の報告に向けまして、令和3年度とりまとめを行っていききたいというふうに考えてございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○笠井会長 事務局の方、ありがとうございます。協議会の当面の予定と、調査の実施スケジュールについてご説明がありました。

委員の皆様、確認しておきたいところなどございますでしょうか。ご不明な点は大丈夫でしょうか。

(なし)

○笠井会長 そうでしたら、本日予定されていた内容は以上となりますが、最後、事務局のほうから何かアナウンスなどございますでしょうか。

○小澤生活支援担当課長 本日長時間にわたって、オンラインという我々も非常に不慣れな中での開催でございましたが、活発なご議論をいただきまして、ありがとうございます。

本日、ちょっとご参加が途中で難しくなったり、ちょっと意見が足りなかったというようなことがありましたら、遠慮なく追加でご意見を頂ければ、その辺も配慮してまいりたいと考えてございます。

事務局からの連絡事項といたしまして、中間のとりまとめ(案)につきましては、会長との調整後、委員の皆様と情報共有をいたしまして、中間のとりまとめとして公表させていただきます。また、新たな課題等を中間のとりまとめの後も、この協議会は常設ということもありますし、引き続き議論を深めてまいりたいと思いますので、その点もご容赦いただきたいと思います。

また、次に次回、第3回の協議会の開催ですけれども、年内の開催を何とか行いたいというふうに考えてございます。改めて日程調整をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局からの連絡は以上でございます。

○笠井会長 事務局の方、ありがとうございました。確かに事務局の方がおっしゃいましたように、オンライン開催ですと、またふだんの普通のリアルの会議と違ってご意見が出しにくかったりとか、システムの影響でご意見が出せないとかあり得ますので、ぜひまた言い足りなかったことがあるとか、そういうことがありましたら、遠慮なくお寄せいただければと思います。

それでは、以上をもちまして閉会とさせていただきます。

コロナの影響が続きますけれども、皆さん、ぜひご健勝のほどお祈りしております。どうもお疲れさまでした。ありがとうございます。

(午後6時55分 閉会)